法第三十八条第四項	新感染症の所見がある者並びに一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八条第五項	一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八条第六項	二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症
法第三十八条第九項	第七項	第六項
	前二条	第三十七条
	、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関	及び第二種感染症指定医療機関
法第三十九条第一項	又は第三十七条の二第一項の規定により	の規定により
	患者（新感染症の所見がある者を除く。）	患者
	第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による	同項の規定による
法第四十条第一項	第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項	第三十七条第一項
法第四十一条第一項	医療又は第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療	医療
法第四十二条第一項	若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第四十六条の規定により感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所に入院した患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）	又は第二十条の規定により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所に入院した患者
	若しくは診療所から	又は診療所から
	医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者（第二十六条において読み替えて準用する第十九条又は第二十条の規定により入院した患者を除く。以下この項において同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により、結核指定医療機関（第六条第十六項の政令で定めるものを含む。）若しくは薬局から第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療	医療

法第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項	同項	第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項
法第四十三条第一項及び第四十四条	若しくは第二十条若しくは第四十六条	又は第二十条
法第五十七条第一号から第三号まで	感染症指定医療機関から第三十七条第一項各号	感染症指定医療機関から同項各号
法第五十八条第一項	場合又はその区域内に居住する結核患者が結核指定医療機関から第三十七条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合	場合
法第五十八条第二号	第三十七条第一項及び第三十七条の二第一項	第三十七条第一項
法第五十八条第三号	（第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）に要する	に要する
法第五十八条第四号	第十四条、第十四条の二、第十五条（第二項及び第五項を除く。）、第十五条の二から第十六条まで、	第十五条（第二項及び第五項を除き、第三項については第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）、第十六条又は
法第五十八条第四号の二	又は第四十四条の七第一項、第三項若しくは第五項から第八項までの規定	の規定
法第五十八条第四号の三	第十七条又は第四十五条	第十七条
	、第二十二条第四項（第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十八条第四項	又は第二十二条第四項
	第二十一条（第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十七条	第二十一条
	収去（これらが第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）	収去
	（これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定	の規定
	採取（これらが第五十条第一項の規定により実施される場合を含む。）	採取